大分市営温水プール 指定管理者募集要項

令和5年8月 大分市

<	目次>	
1.	施設	の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2.	指定	管理者が行う管理の基準・・・・・・・・・・・・・・・1
3.	指定	管理者が行う業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・1
	(1)	指定管理者が行う業務
	(2)	留意事項
4.	目標	指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
5.	指定	期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
6.	管理	に要する経費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
	(1)	利用料金収入等の取扱い
	(2)	施設利用等に係る審査及び処分の基準
	(3)	指定管理料
	(4)	指定管理料の支払い
	(5)	区分会計の独立と管理口座
	(6)	消費税について
	(7)	施設等の修繕について
	(8)	備品等について
7.	指定	管理者の応募資格等・・・・・・・・・・・・・・・・4
	(1)	応募資格
	(2)	共同企業体等の応募について
	(3)	複数応募の禁止
	(4)	共同企業体等の構成員の変更
	(5)	欠格条項
8.	指定	管理者が果たすべき責任・・・・・・・・・・・・・・・6
	(1)	法令等の遵守
	(2)	安全管理
	(3)	個人情報の保護
	(4)	情報公開
	(5)	あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護
	(6)	文書の管理・保存
	(7)	守秘義務
	(8)	災害対応業務
9.	募集	要項の配布期間、現地説明会等・・・・・・・・・・・ 7
	(1)	募集要項等配布
	(2)	現地説明会
	(3)	募集要項等に関する質問書の受付

(4) 回答方法

10.	指定	申請書等の提出・・・・・・・・・・・・・・・・8
	(1)	提出書類
	(2)	提出期間
	(3)	提出場所
	(4)	提出方法
	(5)	提出に当たっての留意事項
11.	応募	者による提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
	(1)	施設の設置目的等を踏まえた管理運営の基本的な考え方等
	(2)	施設の管理運営に関する達成目標
	(3)	利用者のサービス向上及び施設の利用促進についての考え方等
	(4)	安心・安全面からの管理運営の具体策等
	(5)	施設の平等な利用の確保の手法等
	(6)	予算計画
	(7)	施設の管理運営体制等
	(8)	個人情報保護の考え方等
	(9)	その他アピールポイント等
12.	指定	管理者と本市の責任分担等・・・・・・・・・・・・・ 10
13.		措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2
14.	指定	管理予定者の選定方法・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
	(1)	選定手続
	(2)	選定結果の通知・公表
15.	指定	管理予定者の選定基準・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
16.	決定	までのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
17.	協定	の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3
	(1)	基本協定書に盛り込む事項
	(2)	協定が締結できない場合の措置等
18.		実施状況の監視等・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
	(1)	管理運営状況に関するモニタリング
	(2)	施設利用者の意見・苦情等の聴取
	(3)	帳簿類等の提出要求
19.	` '	他の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し等
	(2)	不可抗力等による指定の取消し等
	(3)	その他の協議すべき事項
	(0)	S I S WHAN / S I N
	` '	業務の引継ぎについて
	(4)(5)	業務の引継ぎについて 事業所税について

20. 問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6

<市営温水プール指定管理者指定申請等に係る様式>

様式

- ① 大分市営温水プール指定管理者指定申請書
- ② 大分市営温水プール管理運営事業計画書(様式1)
- ③ 大分市営温水プール管理運営収支予算書(様式2)
- ④ 大分市営温水プールの管理運営に係る指定管理者の申請に当たり応募資格がある旨の誓約書(様式3)
- ⑤ 大分市営温水プール指定管理者に係る現地説明会参加申込書(様式4)
- ⑥ 大分市営温水プール指定管理者募集要項等に関する質問書(様式5)
- ⑦ 大分市営温水プール指定管理者申請辞退届 (様式6)
- ⑧ 大分市暴力団排除条例に基づく暴力団等でない旨の誓約書(様式7)
- ⑨ 役員名簿(様式7別紙)
- ⑩ 大分市営温水プールの指定管理に関する基本協定書(案)(様式8)
- ⑪ 大分市営温水プールの指定管理に関する年度協定書(案)(様式9)
- ② 大分市営温水プール施設運営管理業務報告書(年次・月次)(例)(様式10)
- ③ 大分市営温水プール利用者アンケート(例)(様式11)

配付資料

- ① 大分市営温水プール管理運営業務仕様書
- ② 大分市営温水プール業務委託仕様書一覧
- ③ 大分市営温水プール指定管理者選定基準

大分市営温水プール指定管理者募集要項

大分市営温水プール(以下「温水プール」という。)が市民の心身の健全な発達に寄与するという設置目的をより効果的に達成し、市民サービスの向上と経費削減をめざし、平成19年度より指定管理者制度を導入しています。

今般、温水プールの設置目的をより効率的かつ、効果的に達成するため、第6期目の指定管理者 を次のとおり募集することといたしました。

1. 施設の概要

名 称 大分市営温水プール

所 在 地 大分市西浜1番14号

開館年月日 平成7年7月1日

敷地面積 約4,000㎡

面 積 建築面積 1,390㎡ 延べ床面積 2,115㎡

構 造 鉄骨一部鉄筋コンクリート 地上2階

収容人数 1 F プールサイド: 48人

2 F 観客席: 258人 (内 身障者席: 10席)

特 徴 日本水泳連盟公認短水路(25m×17m(8コース))

うち3コースは可動床式(水深0.6~1.8m)

諸 室 会議室、更衣室、トイレ、シャワー室、医務室、エントランス

ホール、放送室(監視室)、採暖室、器具庫など

設 備 エレベータ (1基)

駐車場 普通車:60台(内身障者用:2台)

駐 輪 場 50台

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例を遵守し、適正な管理を行うこと。
- (2) 平等な利用を確保し、公平かつ適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 施設及び設備の安全な維持管理を適切に行うこと。
- (4) 業務に関連して取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。
- (5) その他市長が必要と認める事項。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理者が行う業務

- ① 温水プールの使用許可に関する業務
- ② 温水プールの使用にかかる利用料金の徴収等各種手続きに関する業務

- ③ 温水プールの施設及び設備の維持管理に関する業務
- ④ 温水プールの利用促進及び、スポーツの振興を図る業務
- ⑤ その他温水プールの管理に関して市長等が必要と認める業務

(2) 留意事項

- ① 業務内容の詳細については、募集要項に添付する大分市営温水プール指定管理者 管理運営業務仕様書(以下「仕様書」という。)を参照してください。
- ② 管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。 ただし、業務の一部について、書面により市長等の承認を受けた上で、専門の事業者に委託することは可能です。また、委託を受けた第三者がさらに他の事業者に業務を委託する場合(再々委託)も、書面による市長等の承認が必要です。
- ③ 大分市営温水プール管理運営業務報告書等により、指定管理者の業務実施状況が協定書で定める基準を満たしていないと判断した場合は、指示等を行い、改善が見られないときは、指定を取り消すことがあります。

4 目標指標

① 指標1 :年間利用者数

令和6年度100,000人令和7年度105,000人令和8年度110,000人令和9年度115,000人令和10年度120,000人

- ② 指標2 :自主事業(教室、講座)の教室:1週15種類50回
- ※ 上記指標は、大分市営温水プールの管理運営業務に関して、本市が目標設定した ものです。

5 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

6 管理に要する経費等

(1) 利用料金収入等の取扱い

大分市営温水プールの管理運営については、その利用に係る料金を指定管理者が自らの 収入として収受する「利用料金制」を採用します。

利用料金については、条例で定める使用料の金額の範囲で、市長等の承認を得て、指定管理者が定めることができます。また、利用料金以外の事業等に係る料金については、市長等の承認を得て、指定管理者が定め、収入とすることができます。

なお、市が条例で規定する使用料については、「大分市営温水プール管理条例別表(第

4条関係)」(募集要項別紙1)を参照してください。

※消費税の引き上げが行われた場合またはその他の理由による条例の改正により、使用料の変更が生じる可能性があります。

(2) 施設利用等に係る審査及び処分の基準

指定管理者は、市長等の承認を得て、施設の使用の許可に係る審査基準及び標準処理期間、利用料金に係る減免基準・還付基準及び標準処理期間並びに許可の取消し等に係る処分基準を定めるものとします。

なお、詳細は「大分市営温水プール使用料減免基準」(募集要項別紙2)を参照してください。

(3) 指定管理料

適正に算出された本施設の管理運営経費の合計金額から、事業提案に基づき事業が実施された場合に想定される当該利用料金収入等を差し引いた額(自主事業分を含む。)を指定管理料として本市が指定管理者に支払うものとします。

指定管理料=管理運営経費—利用料金収入等

なお、指定管理料は、毎年度、予算の範囲内で、本市と指定管理者が協議の上、決定するものとします。

※指定管理料の参考額

平成31年度	指定管理料	50,	160,	000円
令和2年度	指定管理料	55,	766,	270円
令和3年度	指定管理料	50,	616,	000円
令和4年度	指定管理料	50,	616,	000円
令和5年度	指定管理料	50,	616,	000円
	計	257,	774,	270円

(4) 指定管理料の支払い

事業年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに指定管理料を決定し、その指定管理料を支払います。なお、支払金額及び方法等は協定書に定めます。

(5) 区分会計の独立と管理口座

指定管理者は、指定管理者の業務に係る会計帳簿類及び経理規定を設けるとともに、収入及び経費については、独立した別の口座で管理してください。

また、他の「公の施設」の指定も受ける場合は、原則として1施設1口座とし、他の「公の施設」の管理口座とは別の口座で管理してください。

(6) 消費税について

指定管理料及び利用料金は、消費税及び地方消費税の課税対象となります。

(7) 施設等の修繕について

施設又は設備が毀損した場合の修繕料は、指定管理者の負担とします。

ただし、大規模修繕等(1件あたり50万円を超えると市長等が認めるもの)は、事業計画において提示のあった金額を参考に、修繕等の内容を精査のうえ、毎年度に予算の範囲内で市が修繕等を行うこととし、修繕等の実施時期は、指定管理者と協議により決定します。

(8) 備品等について

備品等の管理、購入その他の取扱いについては、募集要項に添付する仕様書及び大分市 営温水プールの指定管理に関する基本協定書(案)に定めるところによるものとします。

7 指定管理者の応募資格等

(1) 応募資格

- ① 応募者は、法人その他の団体(以下「団体等」という。)又は複数の団体等により構成された共同企業体等(以下「共同企業体等」という。)であって、指定期間中、安全かつ円滑に温水プールの管理運営を行うことができる団体等とします。
- ② 応募者(共同企業体等の場合は代表構成員である団体等をいう。)は、申請時において大分市内に事務所又は事業所を置き、又は指定管理期間開始までに大分市内に事務所又は事業所を置こうとする団体等でなければなりません。

(2) 共同企業体等の応募について

- ① 共同企業体等で応募する場合は、応募時に共同企業体等を結成することとします。
- ② 構成員の中から代表構成員を定めてください。
- ③ 協定書の締結に当たっては、共同企業体等の構成員全てを協定の当事者とします。
- ④ 指定管理予定者選定後の協議は、代表構成員を中心に行いますが、協定書に関する責任は、共同企業体等の構成員の全てが負うことになります。

(3) 複数応募の禁止

- ① 単独で応募した団体等は、共同企業体等で応募することはできません。
- ② 共同企業体等で応募した団体等は、他の共同企業体等の構成員となることはできません。

(4) 共同企業体等の構成員の変更

共同企業体等で応募した場合、その構成員の変更は、原則として認めません。

(5) 欠格条項

次に該当する団体等(共同企業体等の構成員である団体等を含む。)は、応募者となることができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体等
- ② 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により、本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、2年(他の地方公共団体の場合は、1年)を経過しない団体等
- ③ 大分市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要領(平成12年大分市告示第477号)又は大分市物品等供給契約に係る指名停止等の措置に関する要領(平成21年大分市告示第553号)に基づく指名停止措置期間中である団体等
- ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生手続等を行っている団体等又は銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される団体等
- ⑤ 法人市民税、法人事業所税、消費税及び地方消費税について、過去 1 年間に滞納がある団体等
- ⑥ 指定を請負とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条(同法第166条第2項において準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触する本市の議員、市長、副市長、教育長、委員会の委員長又は委員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずべき地位に就任している団体等(本市が資本金その他これに準ずるものを出資している団体等を除く。)
- ⑦ 応募者となる団体等が次のいずれかに該当するとき
- イ 役員等(役員及び支配人、支店及び営業所の代表者その他実質的にその経営に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- ロ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団 員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加 える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(注) 指定申請時点で、欠格条項に該当しなかった団体等が、以後、欠格条項に該当すること となった場合は、指定管理者の指定を行わず、又は指定の取消し等を行うことがあります。

8 指定管理者が果たすべき責任

(1) 法令等の遵守

指定管理者は、施設の管理に当たっては、次に掲げる法令等を遵守しなければなりません。

- ① 地方自治法、地方自治法施行令その他行政関連法規
- ② 大分市営温水プール管理条例及び管理条例施行規則
- ③ 大分市情報公開条例(平成 16 年大分市条例第 3 号)、大分市暴力団排除条例(平成 23 年大分市条例第 19 号)
- ④ 大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例(平成 8 年大分市条例第 2 号)
- ⑤ 労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号) ほか労働関係法規
- ⑥ 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ⑦ 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)、障害を理由とする差別の解消の 推進に関する法律(平成25年法律第65号)、部落差別の解消の推進に関する法律(平 成28年法律第109号)、その他関係法令等

(2) 安全管理

指定管理者は、安全管理の徹底のため、法令等を遵守した対応マニュアル(安全管理マニュアル)を作成し、従事者に周知徹底を図り、安全対策に万全を期さなければなりません。

(3) 個人情報の保護

指定管理者が施設の管理を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、その取り扱いに 十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報 を保護するために指定管理者の保有する個人情報の安全管理のための措置に関する規程を 定める等必要な措置を講じなければなりません。

個人情報の漏洩等の行為に対しては、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)に基づく罰則が適用されます。

(4)情報公開

指定管理者が管理を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、別途指定管理者において規程を定めるなど適正な情報公開に努めなければなりません。

(5) あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護

指定管理者が管理を行うにあたり、「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する 条例」の趣旨を踏まえ、相互に基本的人権を尊重し、あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護 に関する施策の推進に努めるとともに、研修等を実施し、人権感覚の醸成を図らなければ なりません。

(6) 文書の管理・保存

指定管理者が業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、大分市文書規程等に基づいて、 別途指定管理者において規程等を定め、適正に管理・保存しなければなりません。

また、指定期間終了時に、本市の指示に従って引き渡さなければなりません。

(7) 守秘義務

指定管理者及びその従事者は、施設の管理を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはいけません。指定管理者の指定期間が終了した後又は従事者がその職を退いた後においても同様とします。

(8) 災害対応業務

災害時に、施設が避難所等として使用される場合、指定管理者は本市の指示に従い、管理運営業務の全部又は一部を速やかに停止するとともに、避難所等の運営業務について本市に協力しなければならない。

9 募集要項の配布期間、現地説明会等

(1)募集要項等配布

配布期間:令和5年8月29日(火)から令和5年9月15日(金)まで

配布時間:午前8時30分から午後5時15分まで

配布場所:大分市荷揚町2番31号 大分市企画部スポーツ振興課

募集要項等は、大分市ホームページからもダウンロードできます。

(2) 現地説明会

開催日時:令和5年9月12日(火)午後2時から

開催場所:大分市西浜1番14号 大分市営温水プール

参加申込:参加される場合は、令和5年9月7日(木)午後5時15分までに「大分市営

温水プール指定管理者に係る現地説明会参加申込書」(様式4)により、大分

市企画部スポーツ振興課に申し込んでください。

なお、申し込み状況によっては、参加人数を制限する場合があります。

申込方法:ファクシミリ、電子メール (いずれも必着とします。)

(3) 募集要項等に関する質問書の受付

募集要項等の内容に関する質問を「大分市営温水プール指定管理者募集要項等に関する 質問書」(様式5)により、次のとおり受け付けます。

質問書受付期限(初回):令和5年9月4日(月)午後5時15分

質問書受付期限(最終):令和5年9月15日(金)午後5時15分

質問書提出場所:大分市荷揚町2番31号 大分市企画部スポーツ振興課

提出方法:電子メール(電話でのご質問は、受け付けません。)

(4)回答方法

質問に対する回答は、電子メールにより個別に回答するほか、応募者間の公平を期すため、大分市ホームページにて原則公表します。(質問者の氏名等個人情報は標記しません。)

10 指定申請書等の提出

(1) 提出書類

書 類 名	備 考
①指定管理者指定申請書	
②管理運営事業計画書(令和6年度~10年度)	
③管理運営収支予算書(令和6年度~10年度)	
④応募資格がある旨の誓約書	
⑤定款又は寄附行為及び登記事項証明書の謄本	
(法人以外の団体は、これらに相当する書類)	
⑥指定申請の日の属する事業年度の前事業年度	指定申請の日の属する事業年度に
を含む過去3期分における団体等の財産目	設立された団体等にあっては、その
録及び貸借対照表、損益計算書等の財務諸表	設立時における財産目録
⑦指定申請の日の属する事業年度及び当該事業	
年度の翌年度事業における団体等の事業計	
画書及び損益計算書又は収支予算書	
⑧団体等の組織及び運営に関する事項を記載し	設立趣旨、従事者数、資本金の額そ
た書類	の他経営規模等
⑨団体等が現に行っている業務の概要を記載し	事業内容等
た書類	
⑩税の滞納がないことを証明するもの	令和4年度分
(国・県・市税納税証明書又は非課税証明書)	
⑪労働者災害保険に加入していることを証する	従事者を雇用していない事業者は

書類(写し)	除く。
⑫大分市暴力団排除条例に基づく、暴力団等で	
ない旨の誓約書及び役員名簿	
⑬その他市長等が必要と認める書類	

※共同企業体等で応募する場合、①は代表構成員のみ、④~⑬については、代表構成員 を含む全構成員分を提出してください。

(2) 提出期間: 令和5年9月20日(水)から令和5年10月3日(火)まで(土曜・日曜・祝日を除く。)

※受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。

※提出期限後の変更及び追加は、認めません。

(3) 提出場所: 大分市荷揚町2番31号 大分市企画部スポーツ振興課

(4) 提出方法: 指定申請書等11部(正本1部、副本10部)を上記に定める提出場所に 持参又は郵送してください。

> 提出は上記方法に限り、ファクシミリ等による提出は受理しません。要求 した内容以外の書類、図面等についても受理しません。

(5) 提出に当たっての留意事項

① 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。(軽微な変更を除く。)

② 提出書類の取扱い

提出書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、本市は指定管理者の決定の公表等必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとします。

なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

③ 申請の辞退

申請書類を提出した後に辞退する場合は、「大分市営温水プール指定管理者申請辞退届」(様式6)を提出してください。

④ 提出書類の使用言語

提出書類の作成に当たっては、日本語を使用してください。

⑤ 虚偽の記載をした場合の無効

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑥ 個別接触の禁止

大分市営温水プール指定管理予定者選定等委員会の委員、本市の職員その他本件関係 者に対する本件申請についての個別接触を禁止します。

⑦ 情報公開

提出書類は、大分市情報公開条例の規定に基づき公開することがあります。

- ⑧ 追加資料の提出 本市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
- ⑨ 応募に関する費用負担 応募に際して必要な費用は、応募者負担とします。

11 応募者による提案

応募者は、次に掲げる事項について、事業計画書により提案することとします。

- (1) 施設の設置目的等を踏まえた管理運営の基本的な考え方等
- (2) 施設の管理運営に関する達成目標(本市が設定した目標指標に対するもの及び応募者が独自に掲げる具体的な目標数値等)
- (3) 利用者のサービス向上及び施設の利用促進についての考え方等
 - ① 利用者サービスを向上させるための具体的な方策 利用時間、休館日、利用料金等の変更、利用者の要望の把握方法等
 - ② 利用者増のための考え方等 自主事業、広報計画等
- (注) 自主事業は、仕様書に記載された業務以外で、指定管理者が自己の責任において自主的に 実施するものであって、公の施設の設置目的に沿い、市民の利用に支障を来さないものであり、 かつ、本市の承認した事業に限り実施できるものとします。
- (4) 安心・安全面からの管理運営の具体策等
- (5) 施設の平等な利用の確保の手法等
- (6) 予算計画
 - ① 管理経費の効率化につながる方策
 - ② 5年間の収支計画
- (7) 施設の管理運営体制等
 - ① 職員の配置と勤務体制
 - ② 職員の研修計画
- (8) 個人情報保護の考え方等
- (9) その他アピールポイント等

12 指定管理者と本市の責任分担等

本市と指定管理者の責任分担は、概ね次表のとおりとし、詳細は協定書等で定めます。

(◎:原則として責任がある。 ○:一部責任を負う場合がある。)

項目	本市	指定管理者
事業運営に影響のある法令の変更		©
資金調達		©
物価(指定後のインフレ、デフレ)		0

金利の変動		©
不可抗力による業務の変更、中止等	協議事項	
本市の責任による業務の中止等	0	
指定管理者の責任による業務の中止等		0
指定管理者の事業放棄、破綻		0
申請費用の負担		0
施設運営の引継ぎコストの負担		0
施設競合による利用者減、収入減		©
当初の需要見込みと異なる状況		0
本市以外の要因による運営費の増加		©
本市の協定内容の不履行	0	
指定管理者の事由による業務及び協定内容の不履行		©
要求水準の不適合		0
管理運営		0
機械設備の保守点検(法定を含む。)		©
備品の購入及び管理	0	0
必要な消耗品の購入		©
不可抗力による施設の修繕等	協議事項	
不可抗力以外の施設の修繕等	0	0
	(1件 50万円超)	(1件50万円以内)
施設の法的管理(利用許可・目的外使用許可)	0	0
	(目的外使用許可)	(利用許可)
苦情対応	0	0
事故対応	0	0
災害時対応	○ (指示等)	0
災害復旧	0	0
包括的管理責任	©	
利用者に係る賠償責任保険の加入	0	©
火災保険の加入	©	
施設の管理瑕疵により損害が生じたとき		0
施設の設置瑕疵により損害が生じたとき	0	
/ <u>#</u>	1	<u> </u>

備考

- ※ 上記に含まれない事項は、本市と指定管理者間の協議によるものとします。
- ※ 利用者の責めに帰すべき事由による損傷で、その利用者が特定できる場合における損害 回復等についての交渉は、指定管理者が行うものとします。
- ※ 指定管理者の責めに帰すべき事由により生じた損害について、本市が損害を賠償したと

きは、本市は指定管理者に求償権を有するものとします。

13 優遇措置

指定管理者に対して行うモニタリングの総合評価を毎年実施し、指定管理期間の最終年を除く平均点を算出し、その結果が8割以上となった場合、次回の選定時に指定管理者に対して優遇措置を行います。

14 指定管理予定者の選定方法

提出した書類及びヒアリングによる選考

(1) 選定手続

- ① 選定の手順
 - I 募集及び選定は、公募型プロポーザル方式とします。
 - Ⅱ 申請書の受理後、大分市企画部スポーツ振興課において資格審査を行います。
 - Ⅲ 外部の学識経験者等計6名により構成された、大分市営温水プール指定管理予定者選定等委員会(以下「選定等委員会」という。)において、選定基準に基づき提出書類及びヒアリングにより、選考を行います。なお、選定等委員会の会議は、非公開とします。
 - IV 選定等委員会において、評価点が6割以上の者で、上位得点順に指定管理予定者を選定し、市長等が決定します。

なお、指定管理予定者との協議が成立しない場合は、評価点第2順位の者を指定管理 予定者として協議を行います。

また、すべての応募者が 6割未満の評価点となった場合は、選定等委員会において「最低評価点」の設定を行い、再度審議のうえ、評価点以上の応募者の中から指定管理予定者の選定を行います。

- V 指定管理者の指定は、令和5年第4回大分市議会定例会での議決を経て、市長が行います。
- ② ヒアリング
 - I 選定等委員会においては、応募者からヒアリングを実施する予定です。
 - Ⅱ 実施方法は、応募者の代表者等(3名まで出席可)から事業計画書等についての説明 及び選定等委員会の委員からの質疑とします。
 - Ⅲ ヒアリングに要する経費は、全て応募者の負担とします。

(2) 選定結果の通知・公表

選定結果については令和5年11月上旬に、応募者全員に対して郵送にて通知します。

15 指定管理予定者の選定基準

指定管理予定者の選定に当たって、その基準となる要件は、次のとおりとします。

① 当該公の施設の効用を最大限に発揮させる内容の事業計画書を作成した者であること。

- ② 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有する者であること。
- ③ 当該公の施設の管理を行うに当たり、平等な利用を確保できる者であること。
- ④ その他本市が必要と認める事項

※選定基準は別紙「市営温水プール指定管理予定者の選定基準」参照

16 決定までのスケジュール

① 募集要項配布期間 令和5年 8月29日(火)~9月15日(金)

② 質問書受付期限(初回) 令和5年 9月 4日(月)

④ 質問書受付期限(最終) 令和5年 9月15日(金)

⑤ 申請書受付期間 令和5年 9月20日(水)~10月3日(火)

⑥ 選定等委員会ヒアリング 令和5年10月中旬~下旬

⑦ 選定結果通知·公表 令和5年11月上旬

⑧ 議会における議決 令和5年12月中旬

⑨ 指定管理者の指定の告示 令和5年12月中旬

⑪ 年度協定書の締結 令和6年 3月下旬

⑫ 指定管理者による管理の開始 令和6年 4月 1日

17 協定の締結

指定管理者の指定の後に、施設の管理業務に関し、包括的な事項を定めた基本協定書及び 各年度の実施事項等を定めた年度協定書を締結します。詳細については、別添の基本協定書 (案)及び年度協定書(案)に基づき、協議の上、当該協定書を締結します。

(1) 基本協定書に盛り込む事項

① 総則

協定の趣旨・目的、管理物件、指定期間等

- ② 本業務等の範囲と実施条件 指定管理者が行う本業務及び自主事業の範囲等
- ③ 本業務等の実施

業務の実施、開業準備、第三者委託、管理物件の修繕等、安全管理等、個人情報保護、情報公開、従事者研修等

- ④ 備品等の取扱い備品等の貸与等
- ⑤ 本市の確認事項

年度事業計画書、業務報告書、モニタリング、改善指示等

⑥ 指定管理料及び利用料金

指定管理料の支払、利用料金

⑦ 損害賠償及び不可抗力

損害賠償等、第三者への賠償、保険、不可抗力による損害等、責任分担

⑧災害時の対応に関する事項

避難所等の開設、自主避難者への対応、避難所等の運営への協力、業務内容の報告、個 人情報の取扱い、費用の負担

⑨ 指定期間の満了

業務の引継ぎ、原状回復義務、備品等の引継ぎ等

⑩ 指定の取消し等指定の取消事由等

① その他

権利又は義務の譲渡の禁止、専用口座の開設、疑義の協議等

(2) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消 し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

18 事業実施状況の監視等

(1) 管理運営状況に関するモニタリング

指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理運営状況を確保するために、本 市は定期的及び随時にモニタリングを実施します。

指定管理者は、本市が指定する報告書を提出する義務があり、運営状況が適正でないと 認められる場合は、本市は指定管理者に対して改善等の必要な指示を行い、指定管理者は 速やかに措置を講ずるものとします。

また、安定的な施設利用を担保するため、必要に応じて指定管理者自体の経営状況等を確認させていただく場合があります。

(2) 施設利用者の意見・苦情等の聴取

施設利用者の利便性の向上等の観点から、施設利用者の意見・苦情等の聴取結果及び業務改善への反映状況について本市に報告することとします。

(3) 帳簿類等の提出要求

監査委員等が監査等をするために必要があると認める場合は、指定管理者に対して帳簿

書類その他の記録の提出を求める場合があり、この場合は速やかに指示に従うものとします。

19 その他の事項

(1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による指定の取消し等

- ① 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の全部若しくは一部の停止を命ずることができるものとします。
 - I 指定管理者が本協定、関係法令等に違反する等不正行為を行ったとき。
 - Ⅱ 指定管理者が本市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
 - Ⅲ 指定管理者が応募資格要件に該当しなくなったとき。
 - IV 指定管理者が経営状況の悪化などにより、本業務等を行うことが不可能又は著しく困難となったとき。
 - V 指定管理者の役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認めるとき。
 - VI その他本市が必要と認めるとき。
- ② 上記の取消し等の事由により、本市が指定を取り消し、又は期間を定めて本業務等の 全部若しくは一部の停止を命じた場合において、本市に損害が生じた場合は、指定管理 者は、本市にその損害を賠償しなければならないものとします。
 - この場合において、指定管理者に損害・損失や増加費用が生じても、本市はその賠償 の責めを負わないものとします。
- ③ 指定管理者は、上記の取消事由のⅢ若しくはIVに該当することとなった場合又はその おそれがある場合は、速やかに本市に報告しなければなりません。

(2) 不可抗力等による指定の取消し等

不可抗力その他本市及び指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合は、双方協議の上、指定の取消し又は業務の全部または一部の停止を行うことができるものとします。

この場合において、取消し等により発生する損害等の負担については、協議の上、決定 します。

(3) その他協議すべき事項

協定書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、本市及び指定管理者双方が誠意をもって協議するものとします。

(4)業務の引継ぎについて

指定期間の終了又は指定の取消し等により、本市又は本市が指定する者に業務を引き継 ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力していただきます。

(5) 事業所税について

利用料金制を適用している公の施設の事業については、指定管理者に事業所税(資産割・従業者割)が課税される場合があります。(総収入に占める指定管理費の割合が一定割合に満たず、事業主体が指定管理者と判断される場合。※一定割合とは「おおむね5割」)事業所税の資産割については、市内の全事業所の合計床面積が800㎡を超えると申告義務が生じ、1,000㎡を超えると課税対象となります。また、従業者割については、市内の全事業所の従業者数が80人を超えると申告義務が生じ、100人を超えると課税対象となります。詳しくは、担当課(税制課諸税担当班/電話097-537-7314)にお尋ねください。

(6) 学校における「民間プール活用委託事業」に準ずる事業の実施について

指定管理者となった際は、大分市教育委員会が行う「民間プール活用委託事業」に準じ、 大分市営温水プールにおいて学校プールの授業に係る指導等の事業を実施していただきます。 詳細については、関係課と協議を行い、決定いたします。

20 問合せ先

大分市企画部スポーツ振興課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

電話(直通) 097-537-5650

FAX 097-538-6236

e-mail sportsisetu@city.oita.oita.jp